

## 産業交流スペース指定管理者募集要項

産業交流スペースの指定管理者を募集します。

### 1 対象施設の概要（詳細については「産業交流スペース指定管理者仕様書」を参照してください。）

#### (1) 名称

産業交流スペース

#### (2) 所在地

山口市小郡下郷1258番地2

#### (3) 施設の設置目的等

産業交流スペースは、本市の産業振興施策の更なる充実強化を図るため、多様な人材や産業分野の結節点として交流や連携を促進し、起業創業支援や中小企業支援、産業人材の育成等に取り組むことを目的に、山口市産業交流拠点施設内に設置するものです。

#### (4) 開館時間等

##### ① 休館日

第2、第4火曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

##### ② 開館時間

午前9時から午後10時まで（休館日を除く）

上記開館時間のうち、午前11時から午後6時までを「コアタイム」とします。

※指定管理者が事業等で必要と認めた場合、事前に市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更し、又は指定することができます。また、市の行事等で休館日を変更する場合があります。

### 2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「産業交流スペース指定管理者仕様書」を参照してください。）

#### (1) 業務の概要

##### ①施設の運営に関すること

ア 産業交流スペースの利用促進に資すること

イ 産業交流スペースの総合受付、相談、案内業務に関すること

ウ 起業・創業支援、中小企業支援（事業承継・事業拡大・経営改善等）に関する  
こと

##### ②施設の維持管理に関すること

ア 施設等の維持管理に関する業務

イ 使用許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収、減額・免除（減免）、還付に関する業務

③自主事業

④その他の業務

## (2) 提案事業及び自主事業

本市が仕様書に掲げた業務として、指定管理者は提案事業及び自主事業を行うことができます。仕様書「Ⅱ 産業交流スペースの設置目的」及び「Ⅲ－４ 自主事業業務の考え方及び実施にあたっての注意点」を踏まえ、施設の魅力向上につながる事業を積極的に企画提案してください。

### ①提案事業

指定管理者は、本市が仕様書に掲げた業務のほかに、施設の設置目的の範囲内で自らが企画する事業を提案することができます。なお、提案事業が採用された場合、当該事業は指定管理業務となり、事業実施に伴う経費は指定管理料で負担し、利用料金収入は指定管理者が収受することとします。

### ②自主事業

指定管理者は、指定管理者ではない一団体として、提案事業とは別に自主事業（指定管理業務ではない業務）を行うことができます。事業実施に伴う経費は自ら負担していただきますが、事業収入は指定管理者に帰属します。

## 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

## 4 指定管理料予定額（上限額）

3年間総額の上限額：162,238,560円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることが必要です。

また、共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有していることが必要です。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと。
- (4) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

- (7) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (8) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。
- (9) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

## 6 募集日程

### (1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和2年1月14日（火）から同年3月2日（月）まで
- ② 配布場所 山口市経済産業部ふるさと産業振興課
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市のホームページに掲載します。

### (2) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和2年1月17日（金）から同年1月24日（金）まで
- ② 受付方法 別添1「質問票」に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。  
FAX 083-934-2650 E-mail furu@city.yamaguchi.lg.jp

### (3) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和2年1月29日（水）から同年3月2日（月）まで  
(ただし、令和2年3月2日午後5時15分までに必着のこと。)
- ② 提出場所 山口市経済産業部ふるさと産業振興課  
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
- ③ 提出書類
  - ア 指定申請書  
なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。
    - ・共同企業体協定書
    - ・委任状
  - イ 事業計画書
  - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
  - エ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、その他の団体にあっては当該団体の概要書
  - オ 市が交付する滞納のないことの証明

- カ 収支計画書
- キ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類
- ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- コ 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿（暴力団排除に係る資格審査のため）
- サ その他市長が必要と認める書類

- ④ 提出部数 各15部
- ⑤ その他

必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

## 7 審査及び選定に関する事項

### (1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、市職員及び学識経験者や有識者等による指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、申請者からの提案等について検討を行い、指定管理者候補者の選定を行います。

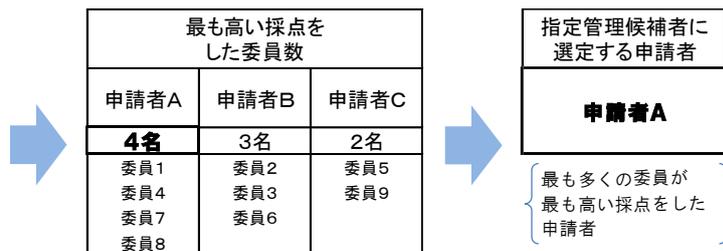
### (2) 選定基準

選定委員会においては、各委員が選考事項に沿って採点した評価値をもとに、必要最低限の選定基準を満たした上で、最も多くの委員が最も高い採点をした申請者（複数ある場合は、そのうち各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者）を、指定管理者候補者として選定します。なお、合計点が全体の6割に満たない場合（合計点が120点未満の場合）は、指定管理候補者として選定しないことがあります。

選定基準については、別添2「選定基準」のとおりとします。

#### 【選定方法の例示】（委員数9名、200点満点の場合）

選定委員会 委員	申請者別採点			最も高い採点の 申請者(委員別)
	申請者A	申請者B	申請者C	
委員1	170	160	140	申請者A
委員2	155	180	140	申請者B
委員3	160	175	150	申請者B
委員4	180	170	145	申請者A
委員5	140	130	150	申請者C
委員6	165	185	145	申請者B
委員7	130	120	110	申請者A
委員8	155	150	140	申請者A
委員9	175	165	180	申請者C
合計	1,430	1,435	1,300	—



※最も高い採点をした委員数が同数の場合は、「採点の合計点の高い申請者」を指定管理候補者とする

### (3) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき。
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④指定管理料予定額を上回る指定管理料で提案があったとき。
- ⑤その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの。

### (4) ヒアリング

令和2年3月17日（火）の実施を予定しております。詳細は申請者に別途通知を行います。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方に、選定委員に対する事業計画内容等のプレゼンテーションを行っていただいた上で、質疑応答の時間を設ける予定です。

### (5) 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

### (6) 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、ホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体の名称を公表します。

また、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。（指定管理者候補者以外は匿名とします。）

### (7) 指定管理者の決定

指定管理者は、令和2年6月（予定）の山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議決の後、指定管理者候補者に文書により決定等の通知を行います。

### (8) 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、個人情報を除き原則として公開します。ただし、特に公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

(9) その他

- ①提出書類はお返しできません。
- ②やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- ③共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。  
また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。

問合せ先

山口市経済産業部ふるさと産業振興課

電話 083-934-2928

FAX 083-934-2650

E-mail [furu@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:furu@city.yamaguchi.lg.jp)